

デイ・養護共通

3ヵ月目で3日間、6ヵ月目で7日間、1年3ヵ月目に1日追加で11日間、以後法定で定められた有給を支給し、6年3ヵ月目以降は最高の20日間まで支給。

有休は2年間まで繰り越しが可能で最高40日間。また常勤職員・嘱託常勤のみ半日間使用も可能です。